

若手研究者海外挑戦プログラム報告書

独立行政法人日本学術振興会 理事長 殿

受付番号 202080302
氏名 高橋 稜央

若手研究者海外挑戦プログラムによる派遣を終了しましたので、下記のとおり報告いたします。
なお、下記記載の内容については相違ありません。

記

1. 派遣先：都市名 マドリード (国名 スペイン)
2. 研究課題名（和文）：8世紀から12世紀のアンダルス社会におけるキリスト教徒と改宗者
3. 派遣期間：令和 3年 10月 2日 ~ 令和 4年 3月 11日 (161日間)
4. 派遣先機関名・部局名：学術高等評議会 (CSIC) — 人文社会科学研究センター (CCHS) — 地中海・中近東言語文化研究所 (ILC)
5. 派遣先機関で従事した研究内容と研究状況（1/2 ページ程度を目安に記入すること）

○研究内容：

本研究はキリスト教徒女性とムスリム男性の夫婦とその子どもを「混合家族」とし、彼らに関する法学規定を以下の二点から検討するものである。第一に、異なる種類のイスラーム法学史料の比較検討から、ムスリムとキリスト教徒の婚姻及びキリスト教徒女性による子どもの監護をめぐるアンダルスのイスラーム法学者による議論を検討する。第二に、10~11世紀にアラビア語で記された教会法である *al-Qānūn al-Muqaddas* の写本を用い、アラビア語を受容したアンダルスのキリスト教徒聖職者が、アンダルスのキリスト教徒とムスリムとの関係、特に異教徒との婚姻や改宗をどの様に規定していたのかを明らかにする。当該史料は、当時のキリスト教徒達がアラビア語で教会法を記したもので、その内容に関して、イベリア半島北部キリスト教支配地域でラテン語を用いて記された教会法とは異同が見られることが知られている。

○研究状況：

派遣中は、受入研究者である Maribel Fierro 教授にメールで原稿や訳文を送り、それを添削を受けるといふ形を基本としながら、月に一度か二度、研究室で論文や報告の構想について面談をするという形で研究を進めた。研究内容の一点目に関しては、派遣先機関の附属図書館に所蔵されているアラビア語史料を渉猟し、12世紀までのイベリア半島で活動したムスリム法学者達が異教徒との婚姻、及びその子どもに関して議論した部分を中心に読解を行い、キリスト教徒による子どもの監護をめぐる法学者の見解を検討した。二点目に関して、当該史料は一部を除いて未校訂であるため、先ずエスコリアル修道院に所蔵されている写本を蒐集し、必要な部分の翻刻を開始した。また、マ

ドリード市内の複数の図書館で先行研究を渉猟した。当該史料をめぐる研究は近年スペインとドイツを中心に行われ始めたものであるため、その代表者で当該分野の第一人者である Ana Echevarria 教授とコンタクトを取り、研究の進め方についてのアドバイスを得ながら現在も研究を進めている。また、古代末期から中世にかけてのイベリア半島やヨーロッパ全体、イスラーム世界における改宗または家族研究に関する様々なセミナー（オンライン・対面）に参加し、最新の研究動向を踏まえた多くの知見を得た。

6. 研究成果発表等の見通し及び今後の研究計画の方向性（1/2 ページ程度を目安に記入すること）

後ウマイヤ朝期以降 12 世紀までの法学史料の分析の結果は、2022 年 7 月にリーズ大学（イギリス）で行われる国際中世史学会（IMC-Leeds）において、アンダルのキリスト教徒を専門とする Ann Christyes 博士のパネルで報告することが決定している。このパネルはアンダルにおいて民族、宗教、ジェンダーの境界線がどの様に形成されたかを検討するものであり、報告者は、混合家族を宗教の境界線を跨いだ家族という観点から捉え、彼らに関する法規定をムスリム法学者がいかに議論したかについて報告する。また、この内容については、現在論文を執筆中であり、令和 4 年度の夏に国内誌に投稿予定である。また *al-Qānūn al-Muqaddas* の婚姻に関わる規定については、さらなる読解と分析を進め、IMC-Leeds での報告内容を補完する形で、2022 年 10 月アイン・シャムス大学（エジプト）で行われる The International Conference on “Family and Society in the World of the Mediterranean, from the Hellenistic Period until the Early Islamic Period”（現在アプライ済、審査結果待ち）及び、11 月に受入機関で予定しているセミナーにて報告することを計画している。

今後は、マドリッドで得た研究者との繋がりを活かし、積極的に世界の研究者と議論を行いながら研究を進めてゆく。先ずイスラーム法学史料については、まだ検討していない同時代のアンダルの法学書のみならず、マグリブやマシュリクで活動したマーリク派法学者の著作にも視野を広げ、比較してゆくことでアンダルでおこなわれた法学議論の特徴を明らかにしてゆく。また新たな史料としてアラビア語で記された教会法を見出せたことは、今後の研究にとって非常に大きな価値を持つ。本史料自体を研究した専論は非常に少ない。したがって、まずは本史料の位置付けを明確にするために、教会法自体、それから他地域のアラビア語またはラテン語以外の言語で書かれた教会法に関する研究を渉猟する必要がある。それと並行して写本自体の分析も進めてゆく。

7. 本プログラムに採用されたことで得られたこと（1/2 ページ程度を目安に記入すること）

当プログラムに採用されたことにより、報告者は、8 世紀から 12 世紀のイベリア半島におけるイスラームへの改宗を考えてゆくために必要不可欠な史料を入手することができたのみならず、日本の図書館には所蔵が少ない、スペインで刊行された先行研究に幅広くアクセスすることができた。また、受入教員であった Maribel Fierro 教授を始めとして、アンダル研究を牽引するスペインや他のヨーロッパ在住の多くの研究者と議論を行い、また指導を受けられたことで、想像以上に多くの知見を得て研究を進めることができた。他にも、受入機関には世代も専門分野も近い研究者や学生が世界中から集まってきており、研究に関わる話を日常的に行い、交流を深めることができた。こういった近い世代の研究者との繋がりは、今後研究を続けてゆく上で最も大きな財産の一つである。これらの点は、短期の史料調査の中で経験することは困難である。本プログラムから滞在・研究費が支給され、かつ正式に受入機関・研究者を設定できたことで、資金面での不安は軽減されて長期滞在が可能となり、決まった場所で落ち着いた研究活動を行い、時には受入研究者からの指導を受けるといった充実した期間を過ごすことができた。

また、派遣中は Fierro 教授以外にも多くの研究者とコンタクトを取った。その際にスペイン語や英語で連絡を取り、面談をしたことで母語以外で自分の研究について纏める非常に多くの機会を得た。そういったやりとりの中で自分の文章を添削してもらったり、研究について議論することで、研究に関する作文や口述の能力を向上させることができた。